

# 市職員の過失認定

## 地裁 1億6千万円請求命令

横浜市が委託したJR東日本が実施した河川改修事業で過払いが生じ、国と県に補助金を返還し加算金を支払った問題で、市民らが当時の中田宏前市長や市職員ら計8人に加算金分を請求するよう市に求めた訴訟の判決が26日、横浜地裁であり、佐村浩之裁判長は「著しい注意義務違反があった」として、当時の担当職員2人に対し加算金全額に当たる約1億6千万円を請求するよう市に命じた。

同事業はJR保土ヶ谷駅

近くの今井川にかかる橋などの改修工事で、工期は2004年度から10年度までの予定だった。台風による浸水被害などの影響で、工事が大幅に遅れたにもかかわらず、市は年度末ごとの支払いを当初の予算額通りに支払っていた。

このため、市は実際の工事の進行状況以上に支払った補助金分を、負担した国と県に返還。さらに補助金適正化法に基づき加算金として、両者に計約1億6千万円を支払っていた。

佐村裁判長は、検査権限を持っていた担当職員2人が、JR側の報告から計画通りの完成度に達していないと認識しながら、専断と異なる資料を作成したと認定。「重大な過失があった」として、JR側から報告がなく職員らに過失責任はないとする市側の主張を退けた。

この問題で市は10年、この2人を含む関係職員について、減給などの懲戒処分としていた。工期の遅れを受け、事業完了予定は14年度末までに変更されている。

市河川事業課は「判決文を慎重に検討し、適正に対応していく」とコメントした。  
(報道部)

